

記入例

ボールペン等を用いて消えない文字とし、
間違えないようにご記入ください
(印刷・ゴム印も可)

車検証をご確認のうえ
正確にご記入ください

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
トヨタ	ABC-123	DEF-456789	長さ 400 センチメートル 幅 170 センチメートル 高さ 150 センチメートル

車を使う場所をご記入ください

【原則】

個人 住民票の住所

法人 本店所在地

【例外】

個人 単身赴任先など

法人 支店所在地など

用 の 本 拠 の 位 置

埼玉県さいたま市●●区1-2-3

管 場 所 の 位 置

埼玉県さいたま市●●区1-2-3 ●●駐車場 No.1

駐車場の住所をご記入ください
駐車場番号や区画番号があれば
その番号もご記入ください

位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。

日付は記入せず提出してください

記入せず提出してください
(当事務所にて記入します)

警察署長 殿

住 所 埼玉県さいたま市●●区1-2-3

車の使用者・所有者の住所・氏名をご記入ください

【個人】

住民票または印鑑証明書記載の住所・氏名

【法人】

登記簿謄本等に記載の

住所・法人名・代表者役職・代表者氏名

氏 名 行政 太郎

電話 090-1234-●●●●

第 号

この欄は記入しません

自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。

(警察署のほうで記入します)

警察署長

印

※ 自動車の登録手続に必要となる自動車保管場所証明書は、登録申請の日からさかのぼっておおむね1か月以内に発行されたものとなりますので、注意してください。

使用
権限

自己・他人・共有

連絡
先

氏名
電話

記入せず提出してください
(当事務所にて記入します)

新規
登録

代替
番号等

前車
現車

大宮 123 あ 5678
大宮 456 い 7890

備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。

駐車場の所有者に○印を付けてください

【自己】自宅の敷地など自己所有の場合

【他人】月極駐車場や自宅の敷地でも家族名義の場合等、他人所有の場合

【共有】複数人で共有している場合

該当する区分に○印を付けてください

【新規】申請する駐車場で初めて車庫証明を取得する場合

【代替】車の買換え等で、現在の車と新しい車を同じ駐車場に保管する場合

該当する場合のみご記入ください

【前車】左欄で「代替」の場合のみ、現在の車のナンバーをご記入ください

【現車】申請する車のナンバーが判明している場合のみご記入ください

自動車保管場所証明申請書																
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ													
			長さ 幅 高さ	<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> センチメートル センチメートル センチメートル												
自動車の使用の本拠の位置																
自動車の保管場所の位置																
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。																
年 月 日																
警察署長 殿		〒 ()														
		住所														
		申請者														
		氏 名														
		電話														
第 号																
自動車保管場所証明書																
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。																
年 月 日																
警察署長				印												

※ 自動車の登録手続に必要な自動車保管場所証明書は、登録申請の日からさかのぼっておおむね1か月以内に発行されたものとなりますので、注意してください。

使用権原	自己・他人・共有	連絡先	氏名 電話	新規代替	登録番号等	前車 現車	
------	----------	-----	----------	------	-------	----------	--

備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。

(1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。

(2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。